

工場未利用地活用促進支援補助金（案）

1. 制度の目的

本市内の工業適地に立地する工場内において、一部未利用地となっている土地や未利用建物の活用を促し、企業立地の促進と産業集積の強靱化により、地域産業の持続的発展、雇用の維持拡大を目的とする

2. 制度の概要

工業適地内に立地する工場内の未利用地や未利用建物の売却または賃貸を促し、本市内に立地を希望する製造業者の進出を支援する。さらに未活用資産を保有している既存立地企業の保有インフラの有効活用や、保有資産のスリム化により固定費削減や収益化を図り、経営基盤の強化を支援する

3. 補助対象者・内容

補助対象者の要件	本市内の工場適地に所有する不動産の敷地内に、一部未利用地や未使用建物を所有する製造業者で、その不動産を他社に譲渡または賃貸する者（以下所有者）
譲渡または賃貸する不動産の要件	平成29年3月31日において、所有者が未利用または低利用していた土地・建物（当該制度施行後に発生した未利用地や未利用建物は対象外とする）
補助対象経費	土壌汚染対策費、建物撤去費、土地分筆登記費、土地測量費、不動産仲介手数料、インフラ・ライフライン等の再整備費用、移転費（引越し等）
譲渡又は賃貸を受ける方の要件	製造業者（以下立地企業）
補助要件	所有者が、本市に資格認定の申請を行い、本市が承認した日から、3年以内に土地の購入または建物の賃借をした立地企業が事業開始を行うこと
補助率	補助対象経費の10分の1（上限2,000万円）
予算要求額	2,000万円（債務負担）
補助金交付申請	立地企業が事業所等として使用を開始した後、所有者は立地企業が使用開始したことならびに本市が指定する交付申請書類を本市に提出する。尚、資格認定日から3年を経過する間に立地企業が事業所等として使用を開始しなければ、当該補助資格は消滅する。（ただし、誘致活動が継続中等の理由があれば、延長を認める）

※但し、既存事業の存続を条件とし、撤退を前提とした不動産売却または賃貸については対象外とする

4. 期待する効果

所有者の負担軽減により、工場内未利用地や未利用建物の譲渡、賃貸が進むことで、市内不動産の活性化が進むと期待される